

訴 状

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 丙 野 三 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 富山市〇〇町〇丁目〇番〇号
原 告 株式会社〇〇〇〇
上記代表者代表取締役 甲 野 太 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 富山市〇〇町〇番地の〇 〇〇ビル〇〇〇号室
丙野法律事務所（送達場所）
原告訴訟代理人弁護士 丙 野 三 郎
電 話 076-425-〇〇〇〇
FAX 076-425-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 富山市〇〇町〇番地〇 今は別のとこ3に住んでいます
被 告 乙 野 次 郎

貸金請求事件

訴訟物の価額 180万0000円

ちょう用印紙額 1万4000円

印紙貼付欄

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金180万円及びこれに対する平成25年11月11日から支払済みまで年6%の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- ① 認める (1) 原告は、製造業を営む株式会社である。
- ② 認める (2) 被告は、平成25年11月15日まで原告に勤務していた者である。

2 金銭消費貸借契約

① 認めない (1) 被告は、平成25年9月ころ、原告の事務所において、原告の代表取締役役甲野太郎（以下「甲野」という。）に「父親が病気で倒れ、入院費等に急遽お金が必要になった。」と申し出た。

② 認めない (2) (1) そこで、甲野は、原告の代表取締役として、平成25年10月1日、〇〇株式会社から売掛金を回収した300万円の中から200万円を次の内容で貸し付けた（甲1）。 知らない

① 弁済日 平成25年11月10日

② 利息 なし

認めない → ③ ← 認める

(3) 被告は、平成25年11月10日、甲野に20万円を返済したが、それ以外の返済をせず、平成25年11月15日、突然、原告を退職した。

3 結論

認め子 ④

よって、原告は、被告に対し、金銭消費貸借契約に基づき、貸付金残金180万円及びこれに対する弁済日の翌日である平成25年11月11日から支払済みまで商事法定利率年6%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証拠方法

甲第1号証

契約書

⑤

附属書類

【反論文作成の参考例①】

H26. 1
大浦法律事務所

1	訴状副本	1通
2	甲号証の写し	各2通
3	証拠説明書	2通
4	資格証明書	1通
5	訴訟委任状	1通

以上